

「調達等の在り方に関する検討会」 報告書

2021年1月

調達等の在り方に関する検討会

第1章

見直しの対象となる事業範囲

第2章

入札公告前から落札者決定まで

第3章

落札者決定後

第4章

その他

調達等の在り方に関する検討会

検討会の委員

◎ 梶川 融

太陽有限責任監査法人代表社員 会長
日本公認会計士協会 公会計協議会 会長

梅野 晴一郎

長島・大野・常松法律事務所 弁護士
元 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会幹事

金子 良太

國學院大學経済学部 教授
行革推進会議・歳出改革WG委員

木村 琢磨

千葉大学大学院専門法務研究科 教授
総務省情報公開・個人情報保護審査会委員

川澤 良子

Social Policy Lab 株式会社 代表取締役
行革推進会議・歳出改革WG委員

藤居 俊之

東京工業大学物質理工学院 教授

※◎は委員長

開催実績

第1回：6月25日（木）

- ・ 調達等の在り方に関する検討会について
- ・ 調達等の在り方について
- ・ 持続化給付金事務事業に係る入札可能性調査の概要

第2回：7月20日（月）

- ・ 調達等の在り方について
- ・ 持続化給付金事務事業について

第3回：10月12日（月）

- ・ 持続化給付金事務事業の中間検査について
- ・ 調達等の在り方について

第4回：12月25日（金）

- ・ 調達等の在り方について

「調達等の在り方に関する検討会」報告書のポイント①

見直しの対象となる事業範囲（第1章）

多数の事業者に国費を支出する**大規模**事業で、事業を**緊急**に実施する必要があるもの

- 「**多数**」 …… 多数の事業者に国費を支出する事務局事業
- 「**大規模**」 …… **事業費が10億円（予算額）以上、**
又は**事務局経費が1億円（予算額）以上**
- 「**緊急性**」 …… 直ちに事業を開始する必要性が極めて高い

入札公告前から落札者決定まで（第2章）

1. 事業者との事前接触ルールを設定

- HPでの意見募集や仕様書案の公表の実施。
- 複数職員による接触、事業者との接触時間に係る実質的な公平性の確保、接触記録の作成、保存を徹底。

2. 審査結果の対外公表

- 入札者名、金額、審査委員の属性、採点結果、評価コメント等の審査結果を公表。

3. 柔軟な入札参加資格の設定、法令遵守の確認

- 多様な事業者による競争を促すため、これまでどおり参加要件として扱い、資格等級A～Dの事業者の入札を柔軟に認める。
- 決算公告の実施を含む法令遵守について、入札の際に事業者に宣誓を要求、確認。

4. 分割発注、JV（ジョイントベンチャー）方式の導入

- JV（ジョイントベンチャー）方式の導入。
- 分割発注の検討の義務付け。

「調達等の在り方に関する検討会」報告書のポイント②

5. 再委託、外注に関する体制の事前、事後確認の厳格化

- 「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の再委託」の禁止。
- 再委託費率が50%を超える場合、理由の明確化、受託者の事業実施に関するガバナンスの確認。
- 再委託、外注内容の適切性を外部有識者により事後評価する手続を規定。

落札者決定後（第3章）

1. 再委託、外注に関する費用の事前、事後確認の厳格化

- 国が直接、再委託、外注費を確認できるよう契約に規定。
- グループ企業であることのみを選定理由とする再委託、外注は認めない。
- 再委託、外注費の適切性を外部有識者により事後評価する手続を規定。

2. 履行体制図の公表ルール等の整備

- 履行体制図の対外公表（特定事業者の利益を害するおそれがある場合を除く）。
- 履行体制図、情報取扱者名簿等の取得範囲を合理化。

3. 一般管理費率と算出基礎の見直し

- 各事業者（委託者、再委託先、外注先）は、それぞれ自ら実施する事業の一般管理費を計上。
- 一般管理費の上限比率を10%から8%に引き下げ。

4. 確定検査方法の見直し

- 再委託・外注する場合、精算処理を必須化。
- 原則、中間検査の実施。

その他（第4章）

1. 間接補助金の事務局公募における一者応札回避ルールの設定

- 経済産業省独自の取組として、公募前後に一者応札を回避するための取組を設定。

第1章

見直しの対象となる事業範囲

第2章

入札公告前から落札者決定まで

第3章

落札者決定後

第4章

その他

- 経済産業省の委託、補助金等の予算執行については、各会計法令（会計法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等）に基づき、その事務を処理している。
- 今般の持続化給付金事務局事業のように、多数の事業者に国費を支出する大規模事業の事務局事業は、入札プロセスの透明性、事業の効率的な執行、及び将来にわたっての調達可能性との間でバランスを確保することが必要。このため、以下の①～③に該当する委託事業、間接補助事業について、新たに厳格なルールを適用する。
 - ①「多数」 …… 多数の事業者に国費を支出する事務局事業
 - ②「大規模」 …… 事業費が10億円（予算額）以上、
又は事務局経費が1億円（予算額）以上
 - ③「緊急性」 …… 直ちに事業を開始する必要性が極めて高い

（参考）行政事業レビューにおける対象要件

- 行政事業レビューシートの作成に当たり、一者応札となった事業、随意契約となった事業について、前年度の支出額が「10億円」以上であった場合、その理由及び改善策を記載することとされている。

- また、以下の事業についても、同様の調達ルールを適用する。
- 独立行政法人運営費交付金のうち、執行団体を通じて交付される間接補助事業
(独法→執行団体→事業者等)

対象事業：ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金

- 基金事業（令和2年度第3次補正予算以降に措置されたもの）

対象事業：・カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業

・中小企業等事業再構築促進事業

・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

・廃炉・汚染水対策事業

第1章

見直しの対象となる事業範囲

第2章

入札公告前から落札者決定まで

第3章

落札者決定後

第4章

その他

これまでの規定

- 公平性の担保を前提に、入札公告開始前に、事業者から事業に関する意見を聴取することは可能。
- その際、複数の職員で対応し、接触記録票を作成することとしている。
- 他方、これらの規定は、明確に義務化されていなかった。

新たな規定

- 事業の確実な執行のため、事業者への事前接触は重要。さらなる透明性・公平性を確保するため、以下のルールを設定する。
 1. ホームページでの意見募集や仕様書案の公表など、事業者を提供する関係資料を事前公表し、事業者によって提供する情報に差が出ないようにする。
 2. 複数職員による接触、事業者との接触時間に係る実質的な公平性の確保、接触記録の作成・保存を義務付ける。

1. 入札公告前の事前接触②

入札公告前から落札者決定まで

資料提供・意見募集（例）

事業者と接触する際には、右記の項目の仕様書案や事業概要をホームページで公表し、意見募集や資料提供依頼を行う。

<主な公表項目>

- ・事業の概要
- ・資料提供・意見募集の期間
- ・資料提供・意見募集を求める内容

出典：「経済産業省ホームページ」

令和2年度「PCR検査予約システム構築事業」に係る資料提供依頼について

2020年7月22日
貿易経済協力局
投資促進課

1. 公募概要

経済産業省では、令和2年度「PCR検査予約システム構築事業」に係る委託事業の実施の検討に当たり、①効率的な事業実施手法（事業スキーム、体制、スケジュール等）、②事業の目的を達成するために必要な技術、③実施するために必要な費用の概算、について、広く資料提供を依頼します。

2. 事業内容

ビジネス目的での海外渡航のため、新型コロナウイルス感染症に感染していないことの確認・証明を希望する出張者への対応として、検査の受入に余力のあるトラベルクリニック等に対して、出張者が迅速かつ適切にコンタクトし、検査が可能となるよう、(1)～(3)について実施します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の検査が可能な体制を整えている診療所等について、出張者による申込時点の受入可能数が確認できるようなデータベースを構築します。
- (2) 出張者が、上記データベースにアクセスして、適切な病院・診療所等とコンタクトし、予約申請できるような仕組みを構築します。
- (3) その他付加的な機能の構築、障害対応、問い合わせ対応、マニュアル等の更新などの保守・運用等を行います。

3. 対象者

民間事業者等

4. 資料提供の依頼期間

令和2年7月22日（水曜日）～令和2年7月31日（金曜日）

5. 資料提供を依頼する内容

事業内容に関連し、特に以下のような情報について、資料の提供をお願いします。

- (1) 契約からサービス開始まで、どの程度の期間を要するか
- (2) 事業の実施ためにどのようなシステムを構築し、サービスを提供することになるか
- (3) サービスに要する費用の参考見積

6. その他

- ・ 本件により、実際の調達参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・ 資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・ 本依頼により提出された資料等は返却しません。
- ・ 本依頼により提出された資料等は、本件事業の調達に係る検討にのみ使用します。
- ・ 本依頼により提出された資料等は、当省が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。
- ・ 本件にて当省との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

1. 入札公告前の事前接触③

入札公告前から落札者決定まで

事前接触記録票（例）

右記の様式による事前接触記録票の作成・保存を義務化。

<記録票に記載すべき主な事項>

- ・日時、場所、対応者
- ・経済産業省から提供した情報
- ・先方から提供された情報

日	時	令和	年	月	日	時	分～	時	分	
場		所								
出席者	相手方	会社名・役職・氏名								
	当方	課室名・役職・氏名								
内		容								【当方から提供した情報】（説明者：▲▲▲） ・ 検討中の●●●の事業概要について説明。 事業概要・・・ ・ 事業の入札の際の参加を呼びかけ ・ ●●●● ・ ●●●●
										【先方から提供された情報】（発言者：■ ■ ■） ・ ●●●の事業内容への意見 ・ ・ ・ 事業への参加について ・ ・ ●●● ・ ●●●
										【その他】 ・ ・

2. 審査の透明性確保①

これまでの規定

- 現在、経済産業省における入札審査情報については、以下のとおり開示している。
 1. 総合評価落札方式：契約者名、契約金額
 2. 企画競争/補助金公募：採択者名、契約金額/交付決定額
 3. 応札者名、応札者全員の価格点、技術評価点、提案内容等については、応札者の了解があった範囲で開示。

新たな規定

- 調達プロセスの透明化と事業者の権利保護の観点から、審査結果として、以下の情報を公表する。
 1. 契約者名、金額
 2. 審査委員の属性
 3. 全応札者名
 4. 採点結果、評価コメント
 - ※事業者名と採点結果、評価コメントの対応関係が分からない形で公表する。
 - ※応札者が二者の場合は、採択者の選定理由を具体的に公表する。

2. 審査の透明性確保②

入札公告前から落札者決定まで

審査結果の公表（例）

右記の様式で審査結果を公表する。

<公表内容>

- ・契約者名、採択者名、金額
- ・審査委員の属性
- ・応札者
- ・採点結果・評価コメント

出典：「経済産業省ホームページ」

令和2年度「需要喚起キャンペーン事業（Go To イベント事業）」の企画競争審査結果報告書

令和2年9月7日
令和2年度「需要喚起キャンペーン事業（Go To イベント事業）」第三者審査委員会

採択企業等名：株式会社 博報堂

採択企業等の提案価格：21,543,310千円

総合評価

当事業に関連する実情分析作業を十分行っており、イベント業界の状況に応じた分析から立案した、プラス面のみならず危機管理に対応した具体的ソリューションを提示している。事業終了後においても、無観客ライブなどイベント・エンターテインメント業の「新たな様式」の定着・浸透を旨とした提案となっており評価できる。実施スケジュールに関して柔軟な対応が想定されており、審査コストの低減に工夫を施す等、総事業費も抑えられている。総じて優れた提案であり、効率的な事務局運営が期待できる。

新型コロナウイルス感染症対策では、事務局が全てのイベントを事前審査・登録を行うだけでなく、イベント開催中に全イベントの外観検査を行う提案となっており、新型コロナウイルス感染症対策としては有効である。一方、審査体制においては、専門家を入れるなど実効性を高めることに留意していただきたい。また、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）については提案に記載がなかったが、消費者に対し丁寧に説明をするとともに、活用についてしっかりと検討していただきたい。

上記の理由により、株式会社 博報堂の企画案を採択します。

○委員属性

公認会計士
 大学教授等
 大学教授等
 大学教授等
 弁護士

※委員属性の名称の順であり、下記のA～Eの順と対応しない。

採択企業等の審査点数

審査者	応募資格 ※1	審査項目							情報管理体制 ※2	合計
		提案内容の的確性	実施方法・スケジュールの現実性	創意工夫	関連知見・実績	実施体制	費用対効果、経費の適切性	ワークライフ・バランス等の配慮		
委員A	適	14	12	7	14	14	32	2	適	95
委員B	適	15	16	10	15	16	32	2	適	106
委員C	適	14	14	7	14	14	32	2	適	97
委員D	適	14	13	7	14	14	24	2	適	88
委員E	適	14	16	7	15	14	40	2	適	108
合計	適	71	71	38	72	72	160	10	適	494

企画提案書審査集計表

企画提案書提出者名	応募資格 ※1	審査項目							情報管理体制 ※2	合計
		提案内容の的確性	実施方法・スケジュールの現実性	創意工夫	関連知見・実績	実施体制	費用対効果、経費の適切性	ワークライフ・バランス等の配慮		
株式会社 博報堂	適	71	71	38	72	72	160	10	適	494
Aグループ	適	64	67	33	66	70	160	20	適	450
Bグループ	否	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Cグループ	適	73	68	38	72	72	152	0	適	475
Dグループ	否	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Eグループ	否	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Fグループ	適	69	67	35	62	71	140	0	適	444
Gグループ	適	42	43	21	44	42	92	0	適	284
Hグループ	適	-	-	-	-	-	-	-	否	-
Iグループ	適	45	49	23	44	52	80	0	適	293
Jグループ	適	28	20	7	23	16	40	0	適	134
Kグループ	適	66	60	31	63	64	140	0	適	424
Mグループ	適	66	54	32	58	54	124	0	適	388
Nグループ	適	59	43	23	55	42	100	0	適	322
Oグループ	適	51	55	23	56	54	104	0	適	343
Pグループ	適	58	51	29	56	58	92	10	適	354

※委員数 5名 ※1：本事業の趣旨にあった提案内容・資格（体制・資金能力）があるが審査 ※2：本事業の実施に際する情報管理体制・能力があるが審査

3. 入札参加資格①

これまでの規定

- 入札参加資格については、①年間平均の生産高、販売高、②自己資本額、③流動比率、④営業年数の4項目の評価により、資格等級A～Dを事業者に付与。
- 入札において、資格等級を入札参加のための参加要件として定めている（入札段階での事業者の提案の優劣などを示す指標ではない。）。
- 事業者が決算公告を行っているかどうか、確認していない。

新たな規定

- 多くの事業者による競争を促しつつ、事業実施のガバナンスを確認するため、以下のルールを設定する。
 1. 入札資格については、これまでどおり、入札段階での事業者の提案の優劣などを示す指標ではなく参加要件として扱い、柔軟に資格等級A～Dまでの事業者の入札を認める。
 2. 決算公告の実施を含む法令遵守について、入札の際に事業者に宣誓を求め、これがない場合には失格と取り扱うこととする。

3. 入札参加資格②

法令遵守の確認

- 技術審査の際に、決算公告の実施や法令遵守の宣誓を確認する。

評価項目一覧 - 遵守確認事項 -			
大項目	中項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1. 決算公告の実施	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人で入札参加しようとするものについては、同法第128条又は同法第199条に基づく貸借対照表等の公告を実施していること。	
	0.2. 法令の遵守	会社法等、応札者が遵守すべき法令を遵守していること。	

出典：公告関係資料「評価項目一覧」

4. 再委託、外注費率低減への取組①

これまでの規定

- JV（ジョイントベンチャー）方式での入札参加は認めていない。
- 分割発注の検討はルール化されていない。
- なお、持続化給付金事務局事業では、より透明性を確保する観点から、審査業務と振込業務を分割発注。

新たな規定

- 再委託、外注費率を低減させるには、**分割発注の実施やJV（ジョイントベンチャー）方式での事業参加が効果的**であるため、以下のルールを設定する。
 1. **JV（ジョイントベンチャー）方式の入札参加**を認める。
 2. **分割発注の検討**を義務付ける。

4. 再委託、外注費率低減への取組②

JV（ジョイントベンチャー）方式の要件

右図のように、入札公告に要件を記載する。

<JV（ジョイントベンチャー）方式の要件>

- ① **全構成員が競争参加資格を有している。**
- ② **業務分担及び実施体制等を記載した協定書等を全構成員間で締結。**
- ③ **全構成員の中から代表者を選定し、代表者が全ての入札及び契約手続を実施。**

※独禁法第2条第6項に規定する「不当な取引制限」をしてはならない（同法第3条）。

（資料番号1）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、経済産業省入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

本件に係る手続き等のため、当省に入構する際は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策（マスク、消毒等）を徹底すること。

[略]

1. 競争入札に付する事項
（1）～（3） [略]

2. 競争参加資格
（1）～（5） [略]

（6）単独で対象事業を行えない場合には、適正な事業を遂行できる共同事業体（対象事業を共同して行う事を目的として複数の共同事業実施者により構成される組織をいう。）として参加することができる。この場合、共同事業体の構成員は上記（1）から（4）の条件を満たす必要がある他、業務分担及び実施体制等を明確に記載した共同事業体の結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し全構成員間で締結することが必要であり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者が本委託事業に係る入札及び契約手続を行うものとする。なお、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、若しくは単独で参加することはできない。

5. 再委託、外注に関する体制の適切性の確認①

これまでの規定

- 「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の再委託」の禁止規定を事業者側に明確にしていなかった。
- 再委託費率は、原則50%以下としており、50%を超える場合は、理由書（様式自由）の提出を求めている。

新たな規定

- 再委託、外注内容の適切性を確認できるよう、以下のルールを設定する。
 1. 提案時に、「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の再委託」を行っていないことを確認する。
 2. 再委託費率が50%を超える場合には、その理由を明らかにし、受託者の事業実施に関するガバナンスを確認する。
 3. 外部有識者で構成される契約等評価監視委員会において、事後的に再委託、外注の適切性を評価する手段を規定する。

再委託、外注の適切性の確認

- 技術審査の際に、基礎点の評価項目の一部として、「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の再委託を行っていないこと」、「再委託費率（再委託費率50%超の場合はその理由）」について確認する。

評価項目一覧 - 提案要求事項 -								
提案書の目次		評価区分	得点配分			評価の観点		提案書ページ番号
提案要求事項			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1. 事業の実施方針等								
2. 組織の経験・能力等								
2.3	事業実施体制	必須	16	1	15 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託・外注を行っていないか。 ・契約金額に対する再委託費の額(外注費を含む。)の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由が明記されているか(理由書のフォーマットは資料番号15(様式7)の(別添)を使用すること)。		
					うち 10		・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。	
					うち 5		・優れた管理体制となっているか。	

5. 再委託、外注に関する体制の適切性の確認③

入札公告前から落札者決定まで

50%を超える理由書（例）

右記の様式により、再委託、外注費率が50%を超える理由書を作成する。

<記載項目>

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の内容
- ・再委託、外注先名、金額、業務の内容
- ・再委託、外注費率
- ・再委託、外注が必要である理由

再委託費率が50%を超える理由書

住所
名称
代表者氏名

1. 件名

令和〇年度〇〇〇〇委託事業（〇〇調査事業）

2. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

3. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	〇〇	コールセンター
【例】△△（株） [再委託先]	無	2,000,000	20.0%	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

4. 履行体制図

【例】

```

    graph LR
      A[株式会社××(提案者)] --- B[◇◇株式会社]
      A --- C[〇〇株式会社]
      B --- D[△△株式会社]
      C --- E[□□株式会社]
    
```

5. 再委託（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）が必要である理由及び選定理由

第1章

見直しの対象となる事業範囲

第2章

入札公告前から落札者決定まで

第3章

落札者決定後

第4章

その他

これまでの規定

- 再委託、外注先への確認は、契約上、委託先から再委託、外注先に同意を得て、委託先の立ち合いのもとに行うことができる規定となっている。

新たな規定

- 事業の適切な履行の確保と、再委託、外注に関する費用の支払の適切性を確保するため、以下のルールを設定する。
 1. 国が再委託、外注費の費用の内訳やその証憑を直接確認をできるよう、契約に規定する。
 2. 外部有識者で構成される契約等評価監視委員会において、事後的に再委託、外注の適切性を評価する手段を規定する。

これまでの規定

- 再委託、外注先の選定の際には、可能な範囲において相見積りを取り、経済合理性を確保。相見積りを取っていない場合等には、選定理由書の提出を求めている。
- また、グループ企業との取引については、特段の規定がない。

新たな規定

- 現行で求めている相見積りの取得、選定理由書の提出に加え、以下のルールを設定する。
グループ企業※であることのみを選定理由とする再委託、外注は認めない。

※ ■ 株式会社等

会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する「関係会社」

■ 一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する「子法人」
及び同法第2章第2節に規定する「社員」

■ 一般財団法人

同法第2条第4号に規定する「子法人」及び第3章第2節に規定する「評議員」

2. 履行体制図、情報管理体制①

これまでの規定

- 契約書において、事業規模100万円以上の全ての事業者を含めた履行体制図の作成を求めている。
- 契約締結前と変更の都度、事前に情報取扱者名簿、情報管理体制図の申請、承認を求めている。

新たな規定

- 透明性と緊急を要する事業における速やかな執行と事後の透明性の確保のため、以下のルールを設定する。
 1. 履行体制図について、事業期間中の変更は、事業規模 1 億円以上の再委託、外注先について、提出を求める。
※100万円以上の全ての再委託、外注を含む履行体制図は、確定検査の段階で作成。
 2. 事業開始時と事業完了後に、履行体制図を公表する（事業者名等を記載することで、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除く）。
 3. 情報取扱者名簿・情報管理体制図について、事前に再委託先以降については情報管理責任者のみを記載することとする。

履行体制図の公表（例）

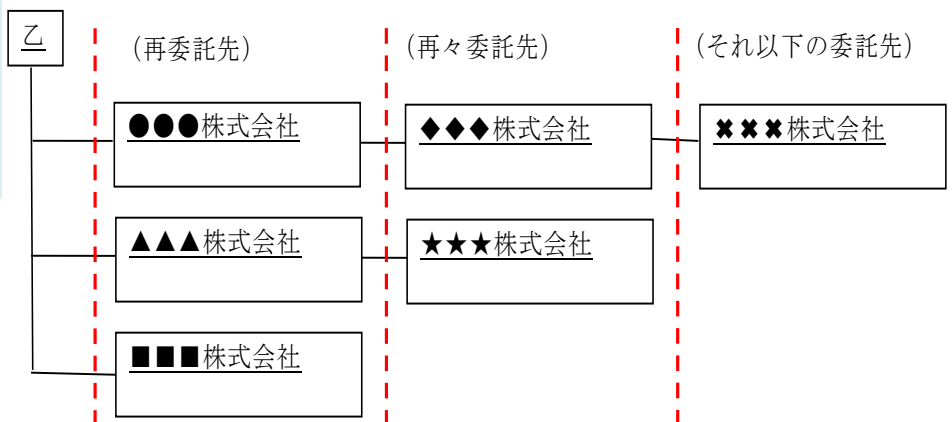
右記の様式により、事業開始時と事業完了後に履行体制図を公表する。

<履行体制図の記載項目>

- 再委託、外注先の事業者名及び住所
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 契約関係を示した図

乙（●●●株式会社）の場合の記載例

事業者名	住所	業務の範囲
●●●株式会社 (再委託先)	東京都千代田区・・・	(例) 関連システムの立ち上げ、運用業務
▲▲▲株式会社 (再委託先)	東京都世田谷区・・・	(例) システムサポート業務の運用
■ ■ ■ 株式会社 (外注先)	東京都江戸川区・・・	(例) チラシ、ポスターの作成・印刷・発注
◆ ◆ ◆ 株式会社 (再々委託先)	東京都大田区・・・	(例) 関連システムの作成
★ ★ ★ 株式会社 (再々委託先)	東京都目黒区・・・	(例) システムサポート会場・人材等の調整
× × × 株式会社 (それ以下の委託先)	東京都墨田区・・・	(例) 関連システムの性能・仕様の策定（ユーザーニーズ調査・データ調査に関する研究など）



3. 一般管理費

これまでの規定

- 委託先が、外注費（請負契約）に対して一般管理費を計上することを認めているが、再委託費（準委任契約）に対して一般管理費を計上することは認めていない。
 - ※ 一般管理費 = (人件費 + 事業費 (外注費が含まれる)) × 一般管理費率
 - ※ 一般管理費率 10%、又は事業者の損益計算書における一般管理費率の低い方

(参考) 現在の民法上の解釈との関係

■改正民法（債権法）が2020年4月1日より施行。

- ・委任契約（準委任契約）中途終了時の報酬に関するルール整備のため、成果報酬型委託（648条の2）の条文が追加。
- ・成果報酬型委託は、請負契約に類似したものとなり、民法上、「請負（成果報酬）」と「準委任（事務処理）」の概念が相対化。
- ・実務上も、契約実態を見極めて判断。
- ・改正民法下においては、請負と準委任での会計上の差異を設ける合理的な説明が困難。

新たな規定

- 一般管理費の適正の確保のため、以下のルールを設定する。
 1. 各事業者（委託先、再委託先、外注先）は、それぞれ自ら実施する事業※の一般管理費を計上。
 - ※自ら実施する事業に要した経費については確定検査を通じて精算処理を実施。
 2. 以下のとおり一般管理費率に上限を設ける。
「多数」「大規模」「緊急性」に該当する事業：上限8%

4. 確定検査

これまでの規定

- 再委託、外注費の確定検査は、以下のように実施している。
 - 外注費：成果物の納品状況及び領収書を国が確認する
 - 再委託費：成果物の納品状況及び領収書を国が確認することに加え、費用の内訳やその証憑を委託先が確認する

新たな規定

- 事業の適切な履行の確保と、再委託、外注に関する費用の支払の適切性を確保するため、以下のルールを設定する。
 1. 再委託、外注いずれの場合でも、成果物の納品状況及び領収書の確認だけでなく、費用の内訳やその証憑を確認することを必須とする。
 2. 原則、中間検査を実施する。

第1章

見直しの対象となる事業範囲

第2章

入札公告前から落札者決定まで

第3章

落札者決定後

第4章

その他

1. 間接補助金公募における競争性確保

これまでの規定

- 補助事業については、一般競争入札とは異なり、一者応札を回避するための手続が定められていない。

新たな規定

- 間接補助金の事務局業務は、委託事業と大きな違いはなく、委託事業と同様の競争性を確保することが適切であるため、以下のとおり、間接補助金公募に対しても委託事業と同様に、一者応札回避のための手続を整備する。
 1. 公募ルールの厳格化
 2. 公募前の自己チェックプロセスを導入
 3. 交付決定前の省内確認プロセスを強化
 4. 事後での第三者チェックプロセスの強化

2. 今後について

- 新たな規定については、今後、執行状況等を踏まえ、積極的な見直しを行い、必要に応じて再度検討会を開催する。

1. 間接補助金公募における競争性確保

具体的な取組

1. 公募ルールの厳格化

- 公募期間は原則20日以上。
- 審査において過去の実績を評価する場合、その配点比率を30%以下とする。

2. 公募前の自己チェックプロセスを導入

- 前年度一者応札だった案件は、公募前に下記の項目について、自己チェックを実施。
 - ① 公募期間の20日以上の確保。
 - ② 参加者を増やす工夫（声かけ・周知等）。
 - ③ 新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解できるよう、事業内容の記載を具体化、明確化する。

3. 交付決定前の省内確認プロセスを強化

- 複数年にわたり、一者応札であり、かつ同一事業者を採択した案件については、各部局の総務課長が担当課室長等に公募手続の妥当性を確認。

4. 事後での第三者チェックプロセスの強化

- 複数年にわたり、一者応札であり、かつ同一事業者を採択した案件については、
 - ① 外部監査人による一者応札改善の取組状況の点検を実施。
 - ② 契約等評価監視委員会において、必要に応じ、審査を実施。